

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

例外的に歩道通行が出来るのは、

- 歩道通行可の標識や標示がある歩道
- 13歳未満の子供
- 70歳以上の高齢者
- 車道通行に支障のある身体障害者
- 車道通行が危険な場合 などです。



「歩道通行可」の標識



「歩道通行可」の標示

② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

- 歩行者の邪魔になる時は、一時停止しなければなりません。
- 歩道に自転車の通行指定部分の標示がある場合は、その標示の部分を徐行しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止です。
- 夜間はライトを必ず点灯する。
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認をする。



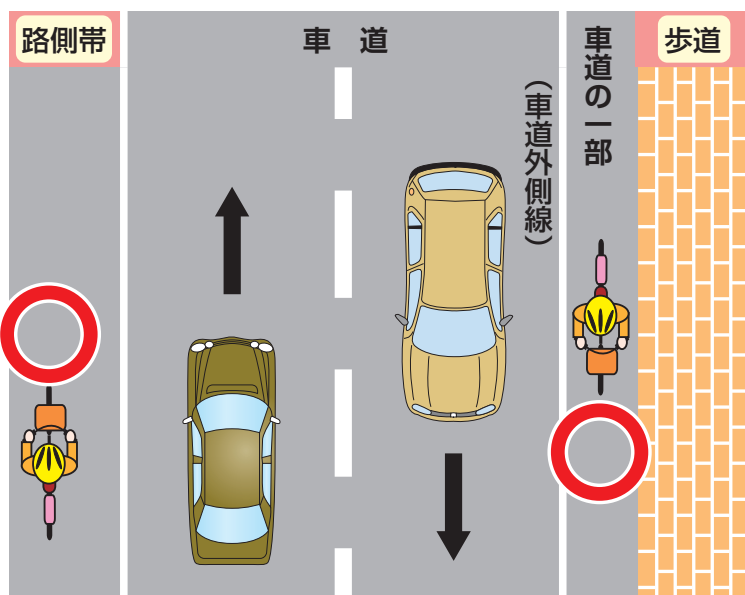
⑤ 子供はヘルメットを着用



※自転車を利用するすべての人は、ヘルメットを着用するように努めましょう。(北海道自転車条例)

自転車(軽車両)は車両の仲間 車道の左側を通行(車と同じ方向)

※一方通行の道路でも左側通行



※歩道がある側の車道外側線の路端は、車道の一部で路側帯ではありません。

路側帯とは

歩道のない道路等で、歩行者が通行するために設置された、道路標示(白線)によって区分された部分の事で、原則自転車も通行できます。

左側通行

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。

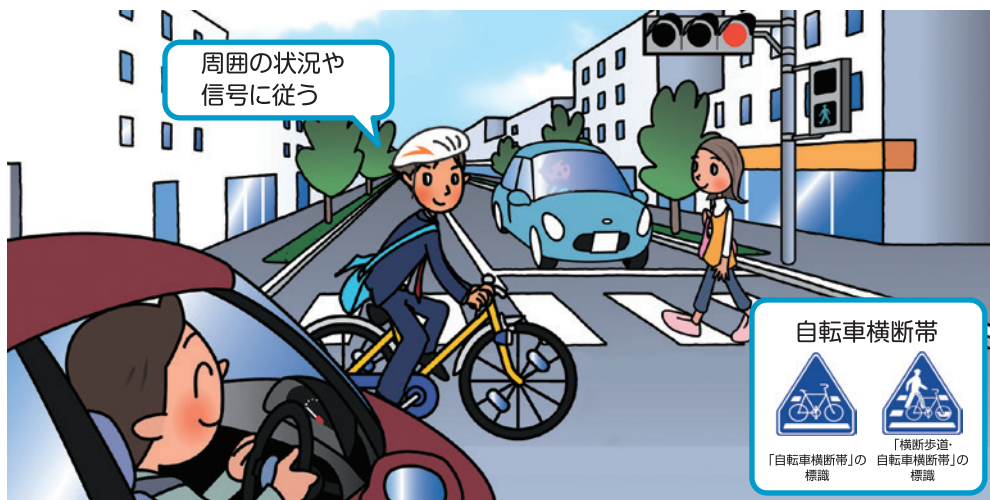
◎右側通行(車道逆走)

通行区分違反：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

◎一方通行逆走

通行禁止違反：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金

交差点は事故が多発する危険地帯 自転車で通行する場合の注意点



信号遵守と一時停止の励行

信号のある交差点は信号に従って通行しなければなりません。信号機の無い交差点では一時停止を行うようにし、周囲の状況をよく観察して左右の安全を確認しましょう。

横断歩道の渡り方

横断中の歩者がいる時は自転車から降り、歩行者の通行の妨げとならないよう自転車を押して横断歩道を渡らなければなりません。「自転車横断帯」がある時は、必ずそこを通らなければなりません。

巻き込み事故

左折する車(特に大型車)の死角に自転車が入ると、車(特に大型車)の内輪差によって巻き込まれる可能性があります。交差点の近くで左折車と並んだ時は、左折車を先に行かせてから進みましょう。



交差点での右折の仕方

交差点では、交差点の左端に沿って十分速度を落とし向こう側の角まで直進します。自転車の向きを変え、前後左右の安全を確かめ、(信号機がある場合は信号に従い)交差点の左端に沿ってゆっくり進まなければなりません。

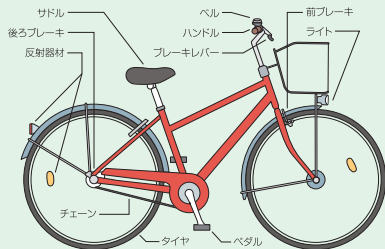
交差点右折の注意点

- ① 青信号で進む
 - ② 止まって向きを変える
 - ③ 青信号で進む
 - ① 左右を確認して直進する
 - ② 向きを変える
 - ③ 左右を確認して直進する
-

自転車の点検・ヘルメットの着用

自転車を安全に乗るためには、常に点検と手入れをし、自転車の機能が完全に働くように点検しておきましょう。

- サドルがぐらついていないか。
- サドルにまたがった時、両足のつま先が地面に着くか。



- ハンドルが曲がっていないか。
- ペダルが曲がっていて、足が滑る恐れはないか。
- チェーンがゆるみ過ぎていないか。
- ブレーキが前も後ろも効くか。
- 警音器(ベル等)が鳴るか。
- ライトが明るく点くか、また、レンズは汚れていないか。
- 反射器が汚れていないか。
- 反射材(リフレクター等)が付いているか。
- タイヤにしっかり空気が入っているか、またすり減っていないか。

もしものために -TSマーク-

自転車も年1回、自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で、自転車の点検・整備(有料)を受け、損害補償と賠償責任補償の保険がついている「TSマーク(1年間有効)」を貼ってもらいましょう。



第一種
TSマーク
(青マーク)



第二種
TSマーク
(赤マーク)

区分	傷 害 補 償		賠償責任補償	被害者見舞金
	入院15日以上	死亡、重度障害	死亡、重度障害	入院15日以上
第一種 TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円	/
第二種 TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 1億円	

※TSマーク付帯保険の有効期間は点検日から1年間です。年に1回、定期的に点検を受けて、保険の更新をしましょう。

●大切な命を守るヘルメット

自転車利用中の交通事故で、亡くなられた方の多くは頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗用の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて3倍以上高くなるというデータもあります。自転車に乗る時は、ヘルメットを着用して頭部を保護しましょう。